

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 11 月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900266号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900072号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院(現在は、B病院)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年10月1日から同年12月1日まで

ねんきん定期便により、A病院に勤務していた期間のうち、昭和60年10月1日から同年12月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。当該期間も医師として、同病院に勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B病院から提出された在籍証明書及びA病院小児科在籍者名簿(以下「在籍者名簿」という。)により、請求者が、請求期間において、研修医としてA病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、在籍者名簿により、請求者と同様に昭和60年から研修医として勤務していた者が二人確認できるところ、これらの者も、当該在籍者名簿で確認できるそれぞれの入職時期の数か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうちの一人は社会保険の被保険者資格を取得するまでの間、国民健康保険に加入していた旨回答している。

また、上述の二人のほか、請求期間当時に研修医としてA病院に勤務していた旨回答した者のうち、複数の者についても、その記憶する入職日より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうちの一人は勤務期間の途中から厚生年金保険に加入するようになったと思う旨回答しており、これらのことから、請求期間当時、同病院では、研修医として入職した者について、必ずしも入職日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、上述の入職後数か月間の厚生年金保険未加入期間が確認できる複数の者からは、未加入期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答はなく、B病院は、請求期間に係る厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

加えて、請求者は厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。